

第3回和光市児童館及び学童クラブ一体型 放課後対策事業指定管理者選定委員会 傍聴要領

1 傍聴の手続

- ☐ 傍聴の受付は、開会の10分前から開始いたします。
- ☐ 傍聴人は受付で必要事項を記入の上、事務局の指示に従い入室してください。
- ☐ 傍聴希望者が定員（4名）を超える場合は、立ち見となりますのでご了承ください。

2 傍聴人の守るべき事項

- ☐ 応募事業者の関係者は、他事業者の提案の傍聴をしないこと。また、他事業者の提案内容等を、別の応募事業者に伝えないこと（失格とする場合あり）。
- ☐ 静かに傍聴し、私語、談笑その他妨害となるような行為をしないこと。
- ☐ 言論に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- ☐ 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。
- ☐ 食事又は喫煙をしないこと。なお、飲料については、水筒やペットボトル等、ふた付の容器に入ったもののみ持ち込み可。
- ☐ 写真の撮影、録音、録画はしないこと。
- ☐ その他、秩序を乱し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

3 その他

配付資料については、各事業者のプレゼンテーション終了後に回収いたします。